

C F T ニュース & 息抜き（5月）

全日本コーヒー公正取引協議会（コーヒー公取協）に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

1. 2023年4月の問合せの傾向

- (1) ○○市保健所である。管内のコーヒー事業者より原料原産地表示について全日本コーヒー公正取引協議会に確認するよう求められている。事業者は、コーヒー公正競争規約は「生豆生産国名」としているが、食品表示基準は「原料原産地名」としており、「生豆生産国名」とすると法に触れるのではないかと心配している。どうなのか。

⇒ コーヒー公取協のコーヒー公正競争規約は、コーヒー生豆生産国を消費者に伝えるため1991（H3）年に公正取引委員会に認定されたものです。原料原産地表示の制度化は2017（H29）年9月で、20年以上前からコーヒー業界は原産地表示を行っています。食品表示法の制定に合わせコーヒー公正競争規約は2018（H30）年2月に改定申請し、消費者庁長官及び公正取引委員会委員長の認定を同年5月に受け、官報告示されました。「生豆生産国名」と記載しても食品表示基準に触れることはありません。

- (2) 焙煎時に砂糖を添加するのは違法か。

⇒ 焙煎時に砂糖を加えることは違法ではありません。
ただし、食品表示基準に基づく一括表示欄の原材料名には「コーヒー、砂糖」を記載しなければなりません。レギュラーコーヒーやインスタントコーヒーはカロリー等が低いため栄養表示義務はありませんが、砂糖を加えると栄養表示（熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）の対象になる蓋然性が高いと考えます。
コーヒー公取協のコーヒー公正競争規約は、コーヒーにコーヒー以

外のものを加えた場合は、レギュラーコーヒーやインスタントコーヒー名称を使わないこととしています。

マレーシアのペナンではマーガリンなどを加えて焙煎されています。インドネシアやヴェトナムのコーヒーの多くはカネフォラ種ロブスタであり、コーヒーに砂糖、練乳、香料などをかなり加えて飲む習慣があります。地域で飲用されるコーヒーの性質に合わせて飲んでいるものとみられます。

2. 昔の思い出

CFT 子の 1970 年代始めの頃のことですが、銀座や虎ノ門に美人喫茶と称するものがありました。北陸の田舎から出てきた CFT 子を驚かそうと、職場の悪友が昼食時間に連れて行ってくれたものです。座ると店の女性が横に座り、お喋りするだけですが、給与が 2 万円程度の時に二人分のコーヒー代が 1,000 円だったと記憶しています。お昼休み利用ですから、極めて高くつく遊びです。客はほぼ 100% サラリーマンです。阿呆と思われるかもしれませんが、今から見ると、のどかな時代でもありました。

永井荷風などの戦前に活躍した作家の小説にはカフェーと称する店がよく出てきますが、これは殆ど今日のバーやクラブ以上で、コーヒー飲用を主たる目的とするものではありません。1970 年代始めの頃の美人喫茶は戦前の雰囲気を感じさせるものであったのかもしれませんが。

喫茶店は概してうす暗く、コーヒーや紅茶などを楽しむ場所で、お昼を撮るところではありませんでした。店はコーヒーの味にこだわり、親父さんからコーヒーの蘊蓄をきかされました。喫茶店は職場の人事情報を得る貴重な場所で、知り合いがいないか確認して席を取ったものでした。

Web 社会とは真逆の時代でした。